

ご存知ですか？

空き家を所有している方は要注意！

空き家対策特別措置法の改正

2023年12月13日に施行

POINT 1



放置していると
空き家の固定資産税が
最大6倍に・・・

管理が行き届いていない特定空き家は、同法により固定資産税の減額措置の解除や過料といったペナルティが課されます。
そして今回の改正により、固定資産税減額解除の対象となる空き家が**管理不全空き家**にまで拡大されることが決まりました。

POINT 2



空き家の除去費用や
改修費用には
市町村の補助があります！

※空き家の存する自治体によって補助額や対象条件が違いますので、詳細は市町村窓口にお問い合わせください。

管理不全空き家とは

放置すれば「特定空き家」となるおそれのある空き家を指します。



空き家のことでお困りの方は
宅建協会にご相談下さい！

TEL **0138-42-4566**



賃貸
or
売却



リフォーム



解体



公益社団法人

北海道宅地建物取引業協会 函館支部

〒040-0073 北海道函館市宮前町29-3 函館不動産会館ビル 1F

事務局 業務時間：月曜～金曜/9:00～17:00※土・日・祝・年末年始 他、本協会が定める日を除く

